

公益財団法人滋賀県陶芸の森定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人滋賀県陶芸の森と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、滋賀県甲賀市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、県民の陶芸に対する理解と親しみを深め、広く陶芸に関する交流の場とするために必要な事業を行い、もって滋賀県の陶器産業の振興と陶芸文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 陶芸作品、陶芸に関する資料等の収集、保管および展示
- (2) 陶芸作品の創作に関する研修
- (3) 信楽焼産業製品の展示および紹介
- (4) 陶芸文化に関する調査研究および教育事業
- (5) 地域の観光拠点としての集客促進事業
- (6) 施設の維持および管理
- (7) 陶器産業の振興
- (8) 地方公共団体からの受託事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、滋賀県内において行うものとする。

第2章 財産および会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産の2種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書および資金調達ならびに設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書等」という。)については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第1項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 第1項の承認を受けた事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するものとする。

(事業報告および決算)

第8条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度の終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
 - (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織および事業活動の状況の概要ならびにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項各号および前項各号に掲げる書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(株式等の権利行使)

第10条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第3章 評議員および評議員会

第1節 評議員

(定数)

第11条 この法人に、評議員7名以上11名以内を置く。

(選任)

第12条 評議員は、評議員会の決議により選任する。

- 2 評議員を選任する場合は、次に掲げる要件のいずれも満たすものでなければならない。
 - (1) 各評議員について、当該評議員およびその配偶者または三親等内の親族(当該評議員と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(以下「認定法施行令」という。)第4条各号に掲げる者を含む。)である評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - (2) 他の同一の団体(公益社団法人および公益財団法人を除く。)の理事もしくは使用人または認定法施行令第5条に掲げる者である評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- 3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人およびその他特殊の関係がある者の合計数、または評議員のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。また評議員には、監事およびその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、理事もしくは監事またはこの法人の使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記完了後遅滞なく、その旨を行政庁に登記事項証明書その他必要な書類を添えて届け出なければならない。

(任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 2 評議員は、再任することができる。
 - 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 4 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員には、各事業年度において総額が24万円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める役員等の報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(解任)

第15条 評議員会は、評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員(当該評議員および決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。)の全員の3分の2以上の多数による決議によって当該評議員を解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

第2節 評議員会

(設置)

第16条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 基本財産の処分または除外の承認

(2) 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認

(3) 財産目録の承認

(4) 理事および監事ならびに評議員の選任および解任

(5) 役員等の報酬等の支給の基準の制定および改廃

(6) 定款の変更

(7) 残余財産の処分

(8) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定める事項

2 評議員会においては、法令で定める場合を除き、第20条第1項の規定により通知のあった当該評議員会の目的である事項以外の事項については、決議することができない。

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会および臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、理事長は、遅滞なく、評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 評議員会を招集するには、評議員会の開催日の5日前までに、各評議員に対して、評議員会の日時および場所、目的である事項があるときはその事項その他法令で定める事項を、書面による通知をして行わなければならない。この場合において、電磁的方法によることにつきあらかじめ承諾を得た評議員に対する通知は、書面に代えて電磁的方法によって行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において評議員の互選により選定する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、法令または次項その他この定款に別段の定めがある場合を除き、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 次に掲げる事項の評議員会の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 評議員または理事もしくは監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分または除外の承認
- (4) その他法令またはこの定款で定める事項

(決議の省略)

第 24 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、評議員（当該事項について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が議長とともに記名押印する。

(運営)

第 27 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令およびこの定款に定めるもののほか、評議員会において定めるところによる。

第 4 章 役員

(役員の設定)

第 28 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事（理事長、副理事長および常務理事を含む。） 7名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の1名を常務理事とする。

3 理事長及び常務理事以外の2名以内を副理事長とすることができる。

4 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）による代表理事とし、副理事長および常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 29 条 理事および監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長、副理事長および常務理事は、理事会の決議によって理事のうちから選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）および評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）ならびにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 理事長、理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記完了後遅滞なく、その旨を行政庁に登記事項証明書その他の必要な書類を添えて届け出なければならない。

(理事の職務)

第 30 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長および副理事長を補佐し、この法人の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 5 第1項から第3項までに規定するもののほか、理事長、副理事長および常務理事の権限は、理事会が別に定めるところによる。
- 6 理事長、副理事長および常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

- 第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、その職務を行うとともに、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 理事または監事は、再任することができる。
 - 4 任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 理事または監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

- 第33条 理事および監事には、評議員会において別に定める役員等の報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事および監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(役員解任)

- 第34条 評議員会は、理事または監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員(決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。)の全員の3分の2以上の多数による決議によって当該理事または監事を解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員責任の一部免除)

- 第35条 この法人は、法人法第198条において準用する法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第198条において準用する法人法113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

(設置)

- 第36条 この法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

- 第37条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長および常務理事の選定および解職
 - (4) その他理事会で決議するものとして法令またはこの定款で定める事項

(開催)

第 38 条 理事会は、毎事業年度において 2 回以上開催する。

(招集)

- 第 39 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、法令の別段の定めによる場合を除く。
- 2 前項本文の場合において、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ指定する理事が、理事会を招集する。
 - 3 理事会の招集は、理事会の開催日の 5 日前までに、各理事および各監事に対して、理事会の日時および場所ならびに目的である事項を、書面による通知をして行わなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長以外の者が理事会を招集した場合にあっては、出席した理事の互選により議長を選定する。

(定足数)

第 41 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

(理事会の決議)

第 42 条 理事会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事（決議について特別の利害関係を有する理事を除く。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 43 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、理事（当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、その提案について監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 44 条 理事または監事が理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 30 条第 6 項の規定による職務の執行の状況の報告については、適用しない。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長（理事会に理事長が出席していない場合にあっては、出席した各理事）および出席した監事は、前項の議事録に署名するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第 43 条の規定により理事会の決議があったものとみなされ、または前条第 1 項の規定により理事会への報告を要しない場合においては、第 1 項の議事録には、作成に係る職務を行った理事の氏名その他必要な事項を記載しなければならない。

(運営)

第 46 条 理事会の運営に関しては、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定めるところによる。

第 6 章 定款の変更、合併、解散等

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会において評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員の 3 分の 2 以上の多数による決議によって変更することができる。

- 2 法人法第 200 条第 2 項の規定に基づき、第 3 条、第 4 条、第 12 条および第 15 条の規定についても、前項の規定によって変更することができる。
- 3 第 50 条の規定については、第 1 項の規定にかかわらず、変更することができない。

(合併または事業の譲渡)

第 48 条 この法人は、評議員会において、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員の 3 分の 2 以上の多数による決議により、法人法第 5 章の規定による合併またはこの法人の事業の全部もしくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 49 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 50 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日または当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国もしくは地方公共団体または公益認定法第 5 条 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 52 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長その他の重要な職員の選任および解任は、理事会の決議により行う。

4 前項に規定する重要な職員以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 8 章 公告の方法

第 53 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 9 章 雑則

第 54 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、河原正彦とする。

4 この法人の最初の常務理事は、町田正治とする。